

## 三次市6次産品化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域農産物等の有効利用による地域産業の振興を図るため、生産者が、6次産品の生産及び生産拡大を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において三次市6次産品化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、6次産品とは、生産者が自ら生産した1次産品（農林水畜産物等）を加工し販売する商品のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、国、県、財団等から同一事業に対する助成を受けている者を除く。

- (1) 市内に住所を有する、農産物加工施設を整備又は加工機械を導入する農林水畜産業を営む者若しくはこれらの者で組織する団体
- (2) 納期限の到来した市税・料を完納している者
- (3) 3年以上継続して6次産品の加工販売事業を実施する者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる要件に該当する事業とする。

- 2 補助金交付決定を受けた日以後に実施し、かつ交付決定を受けた日の属する会計年度の末日までに事業を完了するものであること。
- 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、6次産品の生産及び生産拡大に必要な次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 新たな取組に対する施設の新築又は増改築に要する経費
- (2) 機械器具等の導入に要する経費
- (3) 商品開発にかかる研修、調査研究の実施及びパッケージデザイン費等に要

する経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する補助金の額は、第4条第3項第1号及び2号に要する経費にあつては100万円、第3号に要する経費にあつては30万円を上限とする。

(補助の対象外)

第6条 本事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 機械器具等の導入のうち、汎用性の高い機械と認められる機械器具
- (2) 施設の新築又は増改築及び機械器具等の導入については、総事業費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が10万円未満の事業
- (3) 販売計画が未定の事業
- (4) 同一の6次産品に係る当該補助金の交付を過去3年以内に受けている場合
- (5) 市外で本事業を実施する場合

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市6次産品化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 6次産品生産販売計画書
- (4) 施設整備予定地等の現況写真、工事見積書の写し及び設計図面
- (5) 導入する機械器具等の製品カタログ及び見積書の写し
- (6) 商品開発に要する経費の見積書
- (7) 申請者が法人の場合は定款の写し、任意団体等の場合は会則、会員名簿、総会議事録の写し等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、内容を審査の

うえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市6次産品化支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないとき認めるときは、三次市6次産品化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 申請者は、補助金交付決定額に変更が生じる場合には、三次市6次産品化支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市6次産品化支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、補助金の額については、第1項により決定した額を超えないものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、三次市6次産品化支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 事業の実施状況が確認できる写真等
- (4) 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三次市6次産品化支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 申請者は、前条の規定により交付の確定した補助金の支払を受けよう

とするときは、三次市6次産品化支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（事業の事後報告）

第12条 申請者は、補助対象事業が終了した年度の翌年度の3月31日までに、当該事業に係る状況等を、三次市6次産品化支援事業状況報告書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。
- (3) 導入した施設、機械等を転売したとき。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年4月1日告示第71号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日告示第56号）

この告示中、第1条の規定は平成30年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第99号）

この告示は、令和6年3月30日から施行する。